

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">II 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p style="text-align: center;">輸出（積戻し）差止申立書（C-5640）</p> <p>（省略）</p> <p>「権利の存続期間」欄において、著作権の存続期間は、著作物の創作の時から始まり、著作者の死後 <u>70</u>年を経過する日まで（映画の著作物は、その著作物の公表後 70 年を経過する日まで）なので、存続期間が不明な場合には省略する（著作隣接権も同様とする。）。</p> <p>（省略）</p> <p style="text-align: center;">輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C-5642）</p> <p>（省略）</p> <p>「商品等表示等の内容」欄には、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する商品等表示にあつては、当該商品等表示の内容を、同項第 3 号に規定する商品の形態にあつては、商品名、日本国内で最初に販売された日、商品の形態の内容を、同項第 <u>17</u>号又は第 <u>18</u>号に規定する技術的制限手段にあつては、技術的制限手段の内容を記載する。</p> <p>（省略）</p> <p style="text-align: center;">輸入差止申立書（C-5840）</p> <p>（省略）</p> <p>「権利の種類」欄には、輸入差止申立てに係る権利の該当する箇所（□）にレチェックを付し又は□を■とする（著作権又は著作隣接権のうち著作権法第 113 条第 <u>10</u>項に規定する「国外頒布目的商業用レコード」（以下「還流レコード」という。）に係る申立てについては、レチェック等と併せて、権利名の</p>	<p style="text-align: center;">II 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p style="text-align: center;">輸出（積戻し）差止申立書（C-5640）</p> <p>（同左）</p> <p>「権利の存続期間」欄において、著作権の存続期間は、著作物の創作の時から始まり、著作者の死後 <u>50</u>年を経過する日まで（映画の著作物は、その著作物の公表後 70 年を経過する日まで）なので、存続期間が不明な場合には省略する（著作隣接権も同様とする。）。</p> <p>（同左）</p> <p style="text-align: center;">輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C-5642）</p> <p>（同左）</p> <p>「商品等表示等の内容」欄には、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する商品等表示にあつては、当該商品等表示の内容を、同項第 3 号に規定する商品の形態にあつては、商品名、日本国内で最初に販売された日、商品の形態の内容を、同項第 <u>11</u>号又は第 <u>12</u>号に規定する技術的制限手段にあつては、技術的制限手段の内容を記載する。</p> <p>（同左）</p> <p style="text-align: center;">輸入差止申立書（C-5840）</p> <p>（同左）</p> <p>「権利の種類」欄には、輸入差止申立てに係る権利の該当する箇所（□）にレチェックを付し又は□を■とする（著作権又は著作隣接権のうち著作権法第 113 条第 <u>5</u>項に規定する「国外頒布目的商業用レコード」（以下「還流レコード」という。）に係る申立てについては、レチェック等と併せて、権利名の</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>横に「還流レコード」と付記する。)。また、輸入差止申立てに係る物品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所（□）にレチェックを付し又は□を■とする。</p> <p>「登録番号及び登録年月日」欄には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権については、登録番号及び登録年月日を記載し、著作権又は著作隣接権については、権利発生年月日を記載する（権利発生年月日が不明な場合には、省略する。）。ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第 113 条第 10 項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日を記載する。</p> <p>「権利の存続期間」欄において、著作権の存続期間は、著作物の創作の時から始まり、著作者の死後 70 年を経過する日まで（映画の著作物は、その著作物の公表後 70 年を経過する日まで）なので、存続期間が不明な場合には省略する（著作隣接権も同様とする。）。ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第 113 条第 10 項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日から 4 年間とする。</p> <p>（省略）</p> <p>輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C - 5842）</p> <p>（省略）</p> <p>「商品等表示等の内容」欄には、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する商品等表示にあつては、当該商品等表示の内容を、同項第 3 号に規定する商品の形態にあつては、商品名、日本国内で最初に販売された日、商品の形態の内容を、同項第 17 号又は第 18 号に規定する技術的制限手段にあつては、技術的制限手段の内容を記載する。</p> <p>（省略）</p>	<p>横に「還流レコード」と付記する。)。また、輸入差止申立てに係る物品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所（□）にレチェックを付し又は□を■とする。</p> <p>「登録番号及び登録年月日」欄には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権については、登録番号及び登録年月日を記載し、著作権又は著作隣接権については、権利発生年月日を記載する（権利発生年月日が不明な場合には、省略する。）。ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第 113 条第 5 項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日を記載する。</p> <p>「権利の存続期間」欄において、著作権の存続期間は、著作物の創作の時から始まり、著作者の死後 50 年を経過する日まで（映画の著作物は、その著作物の公表後 70 年を経過する日まで）なので、存続期間が不明な場合には省略する（著作隣接権も同様とする。）。ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第 113 条第 5 項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日から 4 年間とする。</p> <p>（同左）</p> <p>輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C - 5842）</p> <p>（同左）</p> <p>「商品等表示等の内容」欄には、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する商品等表示にあつては、当該商品等表示の内容を、同項第 3 号に規定する商品の形態にあつては、商品名、日本国内で最初に販売された日、商品の形態の内容を、同項第 11 号又は第 12 号に規定する技術的制限手段にあつては、技術的制限手段の内容を記載する。</p> <p>（同左）</p>